

令和6年（ワ）第2744号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 伊藤 岳

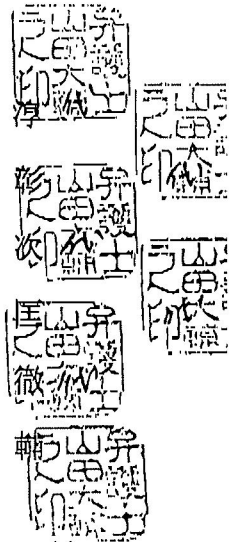
準備書面（3）

2025年9月4日

さいたま地方裁判所第2民事部2B係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士	小	林	亮
同	長	滯	
同	加	藤	健
同	尾	林	芳
同	山	崎	
同	山	田	大



本書面は、原告主張の本件発言が仮に原告主張の通りの発言であったとしても被告の本件演説及びそこでの本件発言は、原告の法的保護に値する社会的評価を低下させるものではなく、名誉毀損にはあたらないことを予備的に主張するものである。

第1 はじめに

1 政治的論争の一環としての本件演説

本件訴訟は、政治的論争の案件であり、言論・表現の自由の問題であるとともに、被告は、当時、政党所属の国会議員であったので、その根底には、政党の結社の自由が存在する。

論争の発端は、原告が日本共産党の党员でありながら、党の外部から公然と党の基本的政策の批判を行ったことにある（乙1～8）。これらの批判的言論は、同党への誹謗を含むものであり、同党の社会的評価を低下させるものであった。しかし、同党は、原告の政治的論争に対しては、政治的言論で反論した（乙13～17）。政党の基本政策についての政治的論争は、言論・表現の自由として憲法上保障されている。

被告は当時日本共産党の国会議員であり、本件発言を含めて、本件演説も、原告と同党との政治的論争の一環である。このような政治的論争については、事実を歪め相手方を誹謗するような言論でない限り、言論・表現の自由として最大限保障されなければならない。すなわち、政治的論争は、それぞれの言論・表現の自由の行使によって決着を図るべきものであって、裁判所の介入によって解決を図る筋合いのものではない。

これに対して、原告は、被告の国会議員として参加した決起集会での演説から、ごく一部の表現を切り取って繋ぎ合わせ、「原告が権力側」から「本を出さないか」と言われ、「それに応じて本を出した」と言ったとし、それが事実の摘示であるとして名誉毀損が成立すると主張している。

しかし、原告の主張は、被告の演説が、原告と日本共産党との政治的論争の一環としてなされたものであることをあえて捨象して、本件演説について名誉毀損を論じるものである。これは、政治的論争における言論・表現の自由を不当に怪視するものと言うほかない。

2 名誉毀損の成立要件

要件事実的に言えば、第1に、政治的言論である被告の言論は、「その方法、内容において適当と認められる限度をこえない」かぎり、社会的相当性からの逸脱はなく、違法性を欠く。この場合には、法的保護に値する「社会的評価の低下」させることにならず、名誉毀損は成立しない。

第2に、政治的論争における言論の応酬の「一コマ」については、人の社

会的評価の低下をもたらすように見える言論であっても、論争過程の全体からみると、それが法的保護に値する「社会的評価の低下」があるとはいえない場合がある。この場合にも名誉毀損は成立しない。

第3に、ある表現内容が、法的保護に値する「社会的評価の低下」をもたらすか否かを判断する際には、問題となる表現自体の内容に加えて、表現がされた文脈や背景、表現方法、当事者の属性、既報記事の有無など様々な要素を加味して判断されるべきである。

本件演説及び本件発言は、上記のいずれの観点からみても、原告の法的保護に値する「社会的評価の低下」をもたらすものではなく、名誉毀損とはならない。

以下、詳述する。

第2 本件演説までの経緯等

1 原告の日本共産党に対する批判的言説とこれに対する同党の反論

原告は、2022年10月10日から2023年1月20日にかけて、被告の政党存立の核心的部分である「日米安保条約の廃棄」「自衛隊違憲論」に対して、黨員としての立場を鮮明にしながら、党に対する批判的言論を繰り返してきた。次の通りである。

- ① 「自衛隊活用論は国民に響かない。違憲論は共産が目指す野党共闘の障害にもなり得る」「合憲論にかじを切ることをいずれ余儀なくされるだろう」（乙1・産経新聞 2022年10月10日）
- ② 「（黨員は）公式見解以外の意見を口にできない…、国民からも『一枚岩の異質な党』だとしか見られない」（乙2・産経新聞同年10月12日）
- ③ 「党の基本政策は安保破棄（ママ）であり、自衛隊違憲・解消論…だ。これが野党共闘に大きな障害になっている」（乙3・毎日新聞「政治プレミア」『岐路に立つ共産党「自衛隊活用論」の本気度』 同年11月2日）
- ④ 「（「もし共産党が党首公選を実施するならば」…）他の人にはなくて

- も、（「異論をもっている」）私にはある」「自衛隊を認めないことが基本政策の政党は、野党の政権共闘の対象にならない」（乙４・論座「『共産党を変える！党員・松竹伸幸の挑戦 私、共産党の党首選に出ます！～「自衛隊活用論」を唱えてきたヒラ党員の覚悟』 同年１１月８日）
- ⑤ 「民主集中制」（の内容）は、「ヒラの党員は、上級の決定を無条件に実行しなくてはならない」（とあり）「…パワハラと重なり合う部分がある」（乙５・論座「『共産党を変える！党員・松竹伸幸の挑戦 小池晃書記局長のパワハラ問題で共産党は変わるか？～党首公選は絶好の機会』 同年１２月２日）
- ⑥ 「共産党の基本政策は『安保廃棄・自衛隊解消』…である。…国際社会の常識、国民意識の常識から外れている」（乙６・論座「『共産党を変える！党員・松竹伸幸の挑戦 共産党は矛盾を強みに変えて「左側の自民党」をめざせ～徹底的な議論へ党首公選を』 同年１２月２６日）
- ⑦ 共産党の安保・自衛隊政策（日米安保条約廃棄・自衛隊の段階的解消）は、「野党共闘の障害になっている」「あまりにもご都合主義」（甲２・『シン・日本共産党宣言』２０２３年１月２０日発刊）
- 以上のように、原告は、新聞・雑誌（メディア）からのインタビューに応じながら、あるいは、本件書籍の出版によって、日本共産党の政党としての根幹をなす安保条約廃棄・自衛隊違憲論を継続的に批判してきた。
- これらの原告による同党に対する批判的言動の中でも、「（党員は）公式見解以外の意見を口にできない…、国民からも『一枚岩の異質な党』だとしか見られない」（乙２・産経新聞 同年１０月１２日）、「（「もし共産党が党首公選を実施するならば」…）他の人にはなくても、（「異論をもっている」）私にはある」「自衛隊を認めないことが基本政策の政党は、野党の政権共闘の対象にならない」（乙４・論座 同年１１月８日）、「民主集中制」（の内容）は、「ヒラの党員は、上級の決定を無条件に実行しなくては

ならない」（とあり）「…パワハラと重なり合う部分がある」（乙5・論座同年12月2日）、被告の安保・自衛隊政策（日米安保条約廃棄・自衛隊の段階的解消）は、「野党共闘の障害になっている」「あまりにもご都合主義」（甲2・『シン・日本共産党宣言』2023年1月20日発刊）は、同党の社会的評価を低下させるものである。

しかし、日本共産党は、原告を名誉毀損で訴えるのではなく、原告に対する批判的言論（乙13～17）によって、低下した社会的評価を回復する措置を講じた。このことは、同党の言論の自由として保障されるべき行為である。同時に、同党の結社としての統一性を確保するために必要不可欠なものであるから、その根底には、結社の自由が存在する。

結社の自由とは、特定の多数人が、任意に特定の共通目的のために継続的に結合するとともに、結社が、団体としての統一的な意思を形成し、その意思を実現のために諸活動をする自由である。原告が同党の党员でありながら、「外部」から「公然」と同党の基本政策を批判することは、同党の結社としての統一性をかく乱する行為にほかならない。これに対して、同党が批判的言論で応じることは正当であり、必要な措置である。

2 上記1以降の原告と日本共産党との論争の経過

その後の原告と日本共産党の論争の経過については、別紙「原告の批判とこれに対する日本共産党の反論の経過一覧」に記載したとおりである。

別紙を見れば明らかなとおり、原告は、日本共産党に対する批判的言動を繰り返している。その表題を示すと次の通りである。

「ABEMA Prime」（2023年1月16日）、「週刊文春」（同年1月19日）、「野党クラブでの記者会見」（同年1月19日）、「文春オンライン」（同年1月20日）、「ブログ 藤田論文について1～6」（同年1月21日～26日）、「JCASTニュース」（同年2月4日、5日）、「文春オンライン」（同年2月6日）、「日本記者クラブにて記者会見」（同年

2月6日)、「ブログ 党にとどまって」(同年2月7日)、「文春オンライン ヒラ党员肅清」(同年2月9日)、「YouTube 田原総一朗チャンネル」(同年2月13日)、「YouTube 文藝春秋電子版 経済学者・斎藤肇平氏と対談」(同年2月13日)、「市民社会フォーラム 記念講演(オンライン)」(2月14日)、「FLASH 評論家・古谷経衛氏と対談」(2月28日号・2月14日発売)、「毎日新聞 「政治プレミア」—『党首公選 共産は「異論を許さない」集団ではないはずだ』」(同年2月23日)、「日本外国特派員協会で記者会見 JCASTニュース」(同年2月27日)、「週刊朝日 『共産党・除名処分 松竹伸幸が語る真相「調査の時は納得してくれた様子でした」(同年3月23日)、「オフィシャルブログ 『党大会代議員予定候補者が結集! ?』(同年7月10日)」、書籍「不破哲三氏への手紙(宝島社新書)」発刊(同年8月9日)、「除名処分再審査に向かう方針を説明する記者会見(東京・日比谷図書文化会館4F小ホール)」(同年8月9日)、「ブログ 再審査請求書を掲載」(同年8月22日～10月8日)、「オフィシャルブログ『YouTube動画で重視する戦略』(同年10月4日)」、「YouTube動画(『チャンネル登録1000名突破 除名処分再審査申請書提出!感動ライブ』)」(同年11月4日)、「オフィシャルブログ『共産党10中総と平行して記者会見をライブ中継』」(同年11月12日)、「オフィシャルブログ『党内で改革をしたい方へ』」(同年11月19日)

このように、原告は、日本共産党による批判的反論(乙13～17))の後に
においても大量の同党批判を継続していることがわかる。

3 原告の除名処分

上記の過程において、原告は、2023年2月6日、同党の京都南地区委員会常任委員会の決定に基づき、日本共産党から除名された。

4 被告の本件演説

被告は、2023年2月26日、日本共産党さいたま地区委員会の南区委員会が主催した「南区 党と後援会の決起集会」に応援弁士として参加して、本件演説をした。

第3 法的保護に値する「社会的評価の低下」がないこと（その1）

1 「社会的評価の低下」の判断方法

政治的言論である被告の言論は、「その方法、内容において適当と認められる限度をこえない」かぎり、違法性を欠く（最三小判昭38.4.16民集17

巻3号476頁）。この場合には、法的保護に値する「社会的評価の低下」はないといえる。

とりわけ、批判に対する反論としてされた言論については、「批判の範囲を逸脱するもの」でない限り、違法性はなく、法的保護に値する社会的評価の低下はない。

なぜなら、名誉毀損も不法行為の1つであるから、不法行為における被侵害利益が法的保護に値する利益でなければならないのと同様、社会的評価の低下も、およそ人の社会的評価が低下する表現であれば全ての名誉毀損に該当するのではなく、法的保護に値する程度の「社会的評価の低下」があった場合にのみ、名誉毀損に当たるとみるべきだからである。

また、ある人が、他人を批判する表現行為をした場合、批判された相手がこれを反論する表現行為を行うことは通常予想できるし、それは正当な行為である。そうであれば、人を批判する者は、自己がそのような反論をされることを当然覚悟（受忍）するべきといえるからである。

ただ、一方的に相手を批判する表現と、批判と反論の過程でされた表現とは、第三者の受け取り方が自然と異なってくるものである。そうであるとすれば、一方的に相手を批判する表現と、批判と反論の過程でされた表現とは、自ずと「法的保護に値する社会的評価の低下」の判断の差もでてくるも

のである。

2 東京地裁平成19年12月14日判決（判タ1318号188頁）

この事案は、東京都立大学のフランス語研究者らである原告らが、東京都知事である被告の言動が名誉毀損に当たるとして、謝罪広告等を求めた事案である。本件の参考として引用する。

本判決は、「（被告による）『反対のための反対をしていた』との文言は、その反対自体を消極的又は否定的に評価する意味で用いられているが、その内容は具体性を欠く上、対立する意見を表明する者同士が相手方を否定的表現を用いて批判することは通常みられるところであり、上記発言は、そのような批判の範囲を逸脱するものとまではいえない。」と判示する。「反対のための反対をしていた」という表現は、消極的又は否定的に評価する意味で用いられていても、対立する意見を表明する者同士が相手方を否定的表現を用いて批判することは通常みられるところであり、批判の範囲を逸脱するものとまではいえないとしている。

また、本判決は、「本件第1発言後半部分の上記文脈の前後における『しがみつく手合い』や『笑止千万』は、上記文言による否定的評価をより強める役割を果たしているといえるが、これを含めて本件第1発言後半部分が原告36及び52の社会的評価を低下させるものとは言えない。」と判示した。これも、『しがみつく手合い』や『笑止千万』は、否定的評価をより強める役割を果たしているといえるが、社会的評価を低下させるものとは言えない、としている。

3 本件演説の検討

本件演説は、原告の日本共産党との間の政治的論争の一環である。

上記第2、1に記載したとおり、論争の発端は、原告が同党への批判的言論を繰り返したことであり、これに対し、同党は、原告に対する批判的言論（乙13～17）によって、低下した社会的評価を回復する措置を講じた。そして、

被告は、同党所属の国会議員として、本件集会において、国政における政治情勢と関連させながら、原告の本件書籍の出版や、新聞・雑誌のインタビュー記事について、その背景について論評したものである。

被告の本件演説は、原告に対する「批判の範囲を逸脱するもの」とは言えないから、被告の反論が原告の「法的保護に値する社会的評価の低下」をもたらすものと言えない。

第4 法的保護に値する「社会的評価の低下」がないこと（その2）

1 「社会的評価の低下」の判断方法

政治的論争については、それが言論の応酬の一駒である場合、人の社会的評価の低下をもたらすように見える言論であっても、論争過程を全体として考察すると、法的保護に値する「社会的評価の低下」があるとはいえないことがある。この場合、それが言論の応酬の「一コマ」である以上、言論をもって応酬すべきであり、そのような手段をとらないのであれば、これを受忍すべき関係にある。

2 熊本地裁八代支部平成2年3月30日判決（判タ733号125頁）

この事案は、政党機関紙に掲載された水俣病患者救済運動に関する記事が非難応酬の一駒であるとして、名誉毀損の成立を否定した判決である。本件の参考として引用する。

本判決は、政党機関紙による反対的立場にある者に対する批判記事について名誉毀損の成立を否定した事案であり、本件訴訟と極めて類似している。なお、右訴訟における被告は日本共産党などである。

本判決は、「五 総合判断」として、次の通りに判示する。「右に認定した事実を総合すると、水俣病患者支援運動の中には原告・「告発する会」等に見られる「自主闘争路線」といわれる流れと、「水俣病被害者の会」を支援する日本共産党等に見られる「裁判闘争路線」といわれる、概ね二つの流れがあること、双方の間には、水俣病問題に対する認識、解決方向、方針、その手段、殊に「自

主闘争路線」あるいは「裁判闘争路線」といわれる取組み方等に大きな差異があることが認められ、そこから水俣病問題をめぐる諸々の論点についても、互いに他者に対する膨大な不信、批判、非難、不毛の論争を生み出していること、本件各記事は長期間にわたる膨大な経緯、背景の中で互いに他者に対してなされた激しい論争、非難の応酬の一駒であること、そのことは本件各記事が登載された紙面の性質、記事の体裁、内容自体によっても読者殊に水俣病問題に関心を有する読者にとっては明らかであること、しかも右に見た互いに他者に対する膨大な不信、批判、非難、不毛の論争の応酬は既に長期間にわたり公然と行われてきたものであることが認められる。そうすると、そこに「原告」の名が「公然」と摘示されているからといって、原告の社会的評価、名誉殊に原告の水俣病問題についての言動の信用性、説得性をことさら毀損するものとは認められない。」

「したがって、原告は、それらの団体や運動体と社会的、政治的立場を異にする者側からの不信、批判、非難、論争の相手方、対象とされたとしても、それが互いに他者に対してなされた激しい論争、非難の応酬の一駒である以上、言論をもって応酬すべきであり、そのような手段をとらないのであれば、これを受忍すべき関係にあるというべきである。」

「原告が名誉を毀損すると主張する他の点について本件全証拠を仔細に検討しても、本件各記事が原告の名誉を毀損するとは認められない。」

この判決は、名誉毀損の成立について、被告の批判的反論の言葉尻をとらえて判断するのではなく、「本件全証拠を仔細に検討しても、本件各記事が原告の名誉を毀損するとは認められない。」と判示している。

3 本件演説の検討

本件演説は、上記のとおり、原告の日本共産党との間の政治的論争の一環である。上記第2、1に記載したとおり、原告の同党への批判的言論にたいして、同党は、原告に対する批判的言論（乙13～17）によって、低下し

た社会的評価を回復する措置を講じた。しかし、その後も上記第2、2に記載したとおり、大量の同党批判を継続している。

本件演説は、このような原告から開始した同党への批判的言論、これに対する同党の原告への批判的言論、そして、その後も継続する原告の同党への批判的言論という政治的な言論の応酬の「一コマ」であるといえる。

そして、本件演説が言論の応酬の「一コマ」である以上、仮に、被告の本件演説に誤りが含まれているのであれば、原告が言論をもって応酬すべき性質のものである。本件論争の全体像を踏まえるならば、被告の本件演説だけを取り出して、原告の法的保護に値する「社会的評価の低下」があるとは言えない。

第5 法的保護に値する「社会的評価の低下」がないこと（その3）

1 「社会的評価の低下」の判断方法

ある表現内容が、法的保護に値する「社会的評価の低下」をもたらすか否かを判断する際には、問題となる表現自体の内容に加えて、表現がされた文脈、表現方法、当事者の属性、既報記事の有無など様々な要素を加味して判断されるべきである（原告の属性及び既報に照らして、社会的評価の低下が認められないとした事例として、東京高裁平成19年6月28日判決（判タ1270号273頁）がある。）

2 本件演説の検討

- （1）原告は、本件演説について、演説全体からみるとごく一部の表現を取り出して繋ぎ合わせ、名誉毀損にあたると主張している。しかし、本来は、演説全体の文脈から、参加した聴衆にどういう意味に理解されるかが検討されるべきものである。

本件演説は、岸田大軍拡の信認を目指し、与党権力の大攻勢の4つの攻勢が始まっているという状況のなかで、4番目の攻勢として、反共攻撃をさらに進めるものとして、権力側が党の内部に手を突っ込んで党の内部から攪乱

しようとする新たな攻撃として松竹問題を捉えている。そのなかで、原告の本件書籍の出版や新聞・雑誌のインタビュー記事に関わる背景について論評したものである。

原告は、安保を認めるべき、米軍基地も容認すべき（安保条約堅持）、一定の軍拡が必要だ（自衛隊合憲）という主張をし、そのように党の綱領を変えるため党首公選制の実現を求めるなど、いろいろな本で、党の根本的考えと違う発言をしていた。そのような原告の発言通りに党が変わってしまったら戦えない。党が取り込まれてしまう。「原告のそのような発言に今の権力側が目をつけ、本を出さないか、雑誌のインタビューに応じないか、いろいろ攻勢をかけていた。原告は、それに応じて本を出した。」（なお、甲6については、録音データがないので、カッコ内の発言があったかどうか、発言が正確に文字化されているかどうかの証拠による検証が不可能である）。

原告のブログなど見ても原告の考えは取り込まれている。党の内部でも党を批判している黨員がいるということで党が時代遅れであると権力側の党攻撃に利用された。これが松竹問題の真相だと思えば、被告の考えを表現したものである。そして、被告は、原告と青年運動の時代一緒にたたかってきた仲間、非常に残念であるとも述べている。

本件演説の主眼は、与党権力が4つの攻勢をかけてきており、松竹問題は4番目の攻勢に位置づけられるという被告の情勢分析にある。情勢分析の主眼は、与党権力の動向であり、原告の品性や資質ではない。

上記の文脈に加えて、本件演説は、表現方法が、「政党の決起集会でなされた演説であって、聴衆がその内容を反復して確認するものではないこと」

（東京地裁令和7年6月13日判決参照）から、本件演説は、上記演説の範囲を超えて、原告について、「対立勢力の誘いに安易に乗る思慮の浅い者であるうえ、組織（党）を裏切った者」との印象などを抱かせるものではない。

(2) さらに、原告は、本件演説以前に同党から除名されている。本件演説は、2023年2月26日であり、原告の除名は、同年2月6日である。

原告の同党からの除名の事実は、その理由も含めて、同党が発行している「しんぶん赤旗」ですでに報道されている事柄である。除名理由は、被告準備書面(1)の別紙「処分理由目録」記載のとおりである。

本件集会は選挙の決起集会であり、参加者は、党員・党後援会員・赤旗読者など70名である。参会者は、原告の除名の事実とその理由を既に知っており、そのうえで本件演説を聞いているのである。

本件書籍の出版は、同党の基本政策を外部から公然と批判するもので、同党の規約からの逸脱であり、原告の除名理由のひとつである。原告が本件書籍を出版したことが事実である以上、原告の社会的評価はすでに低下しており、それが権力側からの働きかけに応じたものかどうかによって変わるものではない。

働きかけに応じて出版したか、自主的に出版したかは、原告の自尊心に関わるのかもしれないが、原告の法的保護に値する「社会的評価」を低下させるものではない。

(3) 以上から、本件演説は、名誉毀損にはあたらないと言うべきである。

以上

原告の批判とそれに対する日本共産党の反論の経過一覧		
原告の共産党に対する批判	原告の批判に対する共産党の反論	証拠
2022年		
(10月10日) 産経新聞「共産党100年 第3部 見えぬ未来 中」—自衛隊活用論は国民に響かない、違憲論は野党共闘の障害、いずれ合憲論に舵を切らざるをえない、などと党の政策を批判した		乙1
(10月12日) 産経新聞「共産党100年 第3部 見えぬ未来 下」—党員は公式見解以外の意見を口にできない、国民から異質な党だとしか見られないと党を批判した		乙2
(11月2日) 毎日新聞・政治プレミア「岐路に立つ共産党『自衛隊活用論』の本気度」—安保廃棄の基本政策や自衛隊の違憲解消論が野党共闘の障害になっていると党の政策を批判した		乙3
(11月8日) 論座「共産党を変える！ 党員・松竹伸幸の挑戦 私、共産党の党首選に出ます！ ～『自衛隊活用論』を唱えてきたヒラ党員の覚悟」—中央委員会の議決が「全会一致」だったとして、異論を許さない政党であるかのように党を批判した		乙4
(12月2日) 論座「共産党を変える！ 党員・松竹伸幸の挑戦 小池晃書記局長のパワハラ問題で共産党は変わるか？ ～党首公選は絶好の機会」—民主集中制がパワハラを生み出しかねない、ヒラ党員は決定を無条件に実行しなければならない、などと党を批判した		乙5
(12月26日) 論座「共産党を変える！ 党員・松竹伸幸の挑戦 共産党は矛盾を強みに変えて『左側の自民党』をめざせ～徹底的な議論へ党首公選を」—安保廃棄・自衛隊解消の基本政策は、国際社会の常識・国民意識から外れていると党を批判した		乙6
2023年		
(1月16日) ABEMA Prime「党首公選をやれば『志位委員長が変わる見込みはかなりある』『共産党を変えたい』現役党員が異例の訴え」—安保・自衛隊政策で真逆の政党と一緒にやってもうまくいかない、中央委員会は全員一致だが現場では不満が渦巻いている、などと党を批判した		
(1月19日) 週刊文春「共産党激震！ 志位委員長に3冊の挑戦状」(1月26日号) —党の体制を批判する本が3冊同時に出るのは偶然ではなく、原告が、同時出版のために鈴木元氏に執筆を急がせたものであることを明言した		乙8
(1月19日)『シン・日本共産党宣言』(文春新書)を出版—共産党が異論を許さない政党であるかのように描き異論を可視化するには党首公選制が必要だと主張するとともに、安保保障条約廃棄、自衛隊の段階的解消政策が野党共闘の障害となっており同政策からの転換が必要だとして党の基本路線・政策を批判した		

(1月19日) 野党クラブで記者会見—野党共闘の混迷は党の基本政策である安保廃棄・自衛隊違憲の政策にあると党を批判した		乙 7
(1月20日) 文春オンライン「《シン・日本共産党宣言》『共産党は“怖い”と思われる』ヒラ党員が異例の執行部批判、元安保外交部長(67)が『党首公選を実施すれば日本の政治がマシになる』と訴えるワケ」—党首公選制を採用すれば「共産党は怖い」という国民の不安を和らげることができるのに、それを採用しないと党を批判した		
	(1月21日) 藤田健赤旗編集局次長の論説「規約と綱領からの逸脱は明らか—松竹伸幸氏の一連の言動について」を「しんぶん赤旗」に掲載し、原告が現役党員を名乗って、出版本、ネットTV、週刊誌等で主張している「党首公選制」、「核抑止抜きの専守防衛」などの主張が、党の規約と綱領から逸脱したものである旨を明らかにして反論(政治的警告)した	乙 13
(1月21日) ブログ「『赤旗』藤田論文について・1」—政治的な警告の文書であった藤田論文(甲6-1)について「私はそう考えていない」、「綱領、規約の解釈が異なっている」等と外からの批判を継続することを宣言した		乙 9
(1月22日) ブログ「『赤旗』藤田論文について・2」—藤田論文が原告の主張する「核抑止抜きの専守防衛」を綱領に反すると批判したことについて、そうであれば志位委員長の見解も綱領に反することになると強弁し、党の見解について、「国民多数の支持を得て政権をめざす政党にはなりえない」と批判した		
(1月23日) ブログ「『赤旗』藤田論文について・3」—藤田論文が原告の主張する「党首公選」を規約からの逸脱と批判したことについて、「断定」、「思い違い」の可能性などとして、原告の言動は党規約に反していないと強弁した		
(1月24日) ブログ「『赤旗』藤田論文について・4」—党規約5条5項「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」は、禁止規定ではなく訓示規定であるなどと主張し、原告の言動は党規約に反していないと強弁した		
(1月25日) ブログ「『赤旗』藤田論文について・5」—党規約は「循環型の精神」で運用されるべきだとし、原告の言動が党規約に反していないと強弁した		
(1月26日) ブログ「『赤旗』藤田論文について・6」—党規約5条6項「中央委員会にいたるどの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる」について、この条項が機能しているか疑問があるとして、党員の権利が踏みにじられていると党を批判した		

(2月4日) JCASTニュース「『このままでは共産党の衰退が加速する』抱いた危機感党员・松竹伸幸氏が『党首公選』を訴える理由」(前編)ー野党共闘の行きづまりがあり、党がそれに対してどう向かっていくのか方針を打ち出していない、内部の議論が可視化されていない、特定の見解だけしか持っていないように見られる、などと党を批判した		
(2月5日) JCASTニュース「共産・志位委員長は『自分の口で言えればいいと思う』『党首公選』への反応めぐりベテラン党员が抱いた違和感」(後編)ー党首公選制を否定した決定はどこにもない、などと強弁したうえで、藤田論文を「低レベルな議論」だと批判した		
	(2月5日) 京都南地区常任委員会が原告の除名を決定した	甲 2
	(2月6日) 京都府常任委員会が原告の除名処分を承認し、除名通知文を原告に送付。京都南地区常任委員会と京都府常任委員会が連名で「松竹伸幸氏の除名処分について」を発表した(7日付・「しんぶん赤旗」に掲載)	
(2月6日) 文春オンライン「《除名へ》『共産党は“怖い”と思われている』ヒラ党员が異例の執行部批判、元安保外交部長(68)が『党首公選を実施すれば日本の政治がマシになる』と訴えるワケ《シン・日本共産党宣言》」ー文春オンラインが、1月20日付で原告が党を批判した記事を再配信		
(2月6日) 日本記者クラブで記者会見ー党员に対して、自らに同調し、党大会に代議員として出て、除名に反対だという意思表示をするよう懇願した		乙 10
	(2月6日) 小池晃書記局長が記者会見で、原告の処分について、「異論を持ったから除名した」との報道は事実と違うことを指摘し、原告の処分は、党規約にもとづく権利を行使しないで、規約と綱領に対して事実と反する批判を行ったことに対するものであることを説明した	
(2月7日) ブログ「共産党员は、党にとどまってください」ー党员に対して、党にとどまり、党大会の代議員に立候補し、党大会で除名に反対する一票を投じるよう懇願した		
	(2月8日) 土井洋彦書記局次長「党攻撃とかく乱の宣言ー松竹伸幸氏の言動について」を「しんぶん赤旗」に掲載し、原告が2月6日に日本記者クラブで行った会見内容に対して反論した	乙 14
(2月9日) 文春オンライン「《ヒラ党员“粛清”》『共産党は滅びかねない』除名された元安保外交部長(68)が徹底抗戦『分派活動はしていない』『外部に公開するしか選択肢がなかった』《シン・日本共産党宣言》」ーおよそ近代政党とはいえない個人独裁的党運営などと党を攻撃する鈴木元氏の著書との同時発売を、営業上の観点からのものと強弁し、民主集中制という名の上意下達システムから抜けきらないなどと党を批判した		

	(2月9日) 志位和夫委員長が記者会見で原告の除名処分をめぐる記者からの質問に回答した。「しんぶん赤旗」(10日付)に「志位委員長の記者会見 松竹氏をめぐる問題についての一問一答」を掲載した	
	(2月11日) 山下芳生副委員長「日本共産党の指導部の選出方法について——一部の攻撃にこたえて——党指導部の選出方法についての基本的な考えを示し、党員の直接選挙で党首を選んでいないことを「閉鎖的」などとする主張に反論した	
(2月13日) YouTube「田原総一朗チャンネル」に出演した		
(2月13日) YouTube「文藝春秋電子版」で経済学者・斎藤幸平氏と対談した		
(2月14日) 「市民社会フォーラム」で出版記念講演会(オンライン)に出演した		
(2月14日) FLASH(2月28日号・14日発売)にて評論家・古谷経衡氏と対談—「地方議員のなかにはツイッターで『松竹さん頑張れ』『志位一派を追い出せ』と支持してくださる方もいます。『私は地方議員だが離党しようと思う』という連絡もいただきました。私は、来年1月の党大会で復党への再審査を求めるつもりなので、その方には『離党せずに、1月の再審査に代議員として参加してください』とお願いしました」と述べ、党内の同調者と連絡をとっていることを表明した		乙 11
	(2月19日) H論説「松竹氏、党かく乱者であることを告白」を「しんぶん赤旗」に掲載。原告がFLASH(2月28日号)で党内の同調者と連絡をとっていることを明言していることに対し、党外からマスメディアを利用し、党員に自らへの同調と党大会での処分撤回に賛同を呼びかける原告の言動を批判した	乙 15
(2月23日) 毎日新聞「政治プレミア」—「党首公選 共産は『異論を許さない』集団ではないはずだ」—党首公選制を主張したのは党を攻撃するためではなく党内から党を良くするためだと強弁した		
	(2月25日) 土井洋彦書記局次長「政党のあり方と社会のあり方の関係を考える——一部の疑問に答えて」を「しんぶん赤旗」に掲載。原告の除名めぐって、一部の識者から出されている「党内のあり方も自由であるべき」との疑問に対して、党のあり方と、党がめざす社会との関係を説明し、反論した	
	(2月26日) 2月23日に志位和夫委員長が神戸市内で行った演説内容を「しんぶん赤旗」に掲載。原告の除名処分を利用して、一部大手メディアが「共産党は異論を許さない党だ」というキャンペーンをしていることに対して、原告の除名は、異論を持ったから行ったのではなく、党の綱領と規約に対して事実反する批判を行ったことから行ったものであることを説明し、反論した	乙 16

(2月27日) 日本外国特派員協会で記者会見。JCASTニュース「共産党『除名騒動』で強まる逆風 当人も『想定外』だったスピード処分と批判の過熱」—24年1月に予定される党大会に除名処分の再審査を求める考えを表明した		
(3月23日) 週刊朝日「共産党・除名処分 松竹伸幸が語る真相『調査の時は納得してくれた様子でした』」—党と政権で基本政策を使い分けるとするのはあまりにも都合主義的で国民の理解が得られないと党を批判した		
(7月10日) ブログ「党大会代議員予定候補者が結集!？」—「うれしかったのは、終了後、何人もが私のところにやってきて、『僕は来年1月の党大会代議員になりたいと思っています』『私もです。除名の再審査をくつがえしましょう』と言ってきてくださったことです」、「一方、その問題を党内でつよく主張すると、反発されて代議員に選ばれないかもしれない。…そこがいちばん難しいところです」、「現在の党指導部の方針に反対していたとしても、…必ずしも明確に反対すると言わないやり方もある。そして、必要な時と場所で、堂々と態度を明確にすればいい」と同調する党員に本心を隠して党大会代議員になるよう指南した		乙 12
(8月9日) 『不破哲三氏への手紙 日本共産党をあなたが夢見た21世紀型に』(宝島社新書)—綱領と規約を自分勝手に解釈し、自らの主張が不破前議長と同じ考えであるかのように主張し、「間違っているのは党指導部」、「現在の党指導部は、自分で決めた新規約と新綱領の精神について、十分には理解していない」、「綱領と規約が、党の幹部にもまったく理解されていない」などと批判した。さらに党指導部の政策および党規約の運用が、「野党共闘の行き詰まりと敗北」、「23年統一地方選挙での敗北」、「『赤旗』部数の連続的な大幅後退」などを招いたなどと批判した		
(8月9日) 除名処分再審査に向かう方針を説明する記者会見(東京・日比谷図書文化館4F小ホール)—24年1月の党大会に向けて、党員に対して、原告の復党が実現するように行動することを慫慂した		
(8月24日) ブログ「再審査請求書にご意見をください」—党大会に提出する再審査請求書への意見を求めるとともに、全国の党員に対して、自らへの同調を訴えていくことを表明した		
(10月4日) ブログ「YouTube動画を重視する戦略」—「共産党の中央委員会総会で党大会の招集が決まる6日以降、私の除名問題での再審査のための活動も本格的にやっていくことになります」と述べ、YouTube動画を活用して、党中央が綱領と規約を踏みにじっていることを明らかにしていく考えを表明した		

(11月4日) YouTube「チャンネル登録1000名突破 除名処分再審査請求書提出！感謝ライブ」—「このYouTubeなどで、綱領・規約に対する私の意見なども知ってもらい、(私を)支持していただき、代議員として(大会に)出ていただけたら」と訴え、党員に原告に同調することを懇願した		
(11月12日) ブログ「共産党10中総と平行して記者会見をライブ中継」—「ここで採択される大会決議案をもとに全党で議論が展開され、来年1月の党大会に向けて代議員が選出されることになります。私はその大会における除名問題の再審査を求めていますので、10中総をもって活動を飛躍的に強化することになります」と述べ、党大会に向けた策動を強化することを表明した		
(11月29日) ブログ「党内で改革をしたい方へ」—「指導部の提案に心ならずも賛成していくことになるわけですが、そのような態度は、私の除名問題が党大会で決着するまでの限定的なものに止めることです」、「私が党に戻ることがないと確定した時点で、是非、積極的なチャレンジを試みるべきだと考えます」、「本心はこうなのだと堂々と述べて改革に乗りだしてください」と訴え、党内の同調者に“党改革”にのりだすよう懇願した		
	(11月30日) 土方明果組織局長「除名処分された人物による党大会かく乱策動について」を発表し、「しんぶん赤旗」(12月1日付)に掲載。原告が党大会にむけて同調者を組織する活動を行っていることに対して、党外から党規約を破壊する行動を行いながら、党規約を根拠に除名処分の再審査を要求することは、どこの世界にも通用しないものであると批判し、反論した	乙 17